

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター給与細則

令和5年4月1日
細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター職員給与規程（令和4年規程第7号。以下「職員給与規程」という。）第35条及び地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターパート職員就業規則（令和4年規程第9号。「以下「パート職員就業規則」という。）第43条第2項の規定に基づき、職員並びにパート職員の給与の取扱いについて、必要な事項を定める。

(昇給の基準)

- 第2条 職員の昇給は、職員給与規程第10条第1項に規定する日に、理事長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が決定するものとする。
 - 3 60歳に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
 - 4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
 - 5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(パート職員の賞与)

第3条 パート職員の賞与の額及び支給方法等については、職員給与規程の適用を受ける職員の例によるものとする。ただし、職員給与規程第28条第2項中「その者が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の合計額」とあるのは、「その者が受けるべき時間給（地域手当相当額を含む）に1週当たりの所定労働時間を乗じて得た額に更に4.3を乗じて得た額（1円未満切り捨て）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 パート職員の賞与の取扱いについて（令和4年11月16日独行泉サ第49号）は廃止する。